

株 主 各 位

東京都渋谷区笹塚二丁目1番6号

株 式 会 社 f o n f u n

代表取締役社長 林 和 之

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|----|---|
| 1. 日 | 時 | 2019年6月27日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都新宿区西新宿七丁目2番4号 新宿喜楓ビル5階
A P 西新宿 5階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご覧ください。) |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | 1. | 第23期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第23期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件 |

決 議 事 項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 監査役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎法令及び当社定款第15条の規定に基づき、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表については、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載に代えてインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fonfun.co.jp/>) に掲載しております。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fonfun.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ◎株主総会決議通知については、本定時株主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

(添付書類)

事業報告

(2018 年 4 月 1 日から
2019 年 3 月 31 日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、輸出はおおむね横ばいとなっているものの、企業収益が過去最高を記録する中で設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど、経済の好循環は着実に回りつつあり、緩やかな回復が続いておりますが、昨年夏に相次いだ自然災害により、個人消費や輸出を中心に一時的に押し下げられました。今後は、雇用・所得環境の改善が続く中、被災地の復旧・復興を進めるための各種政策の効果もあって、引き続き緩やかな回復が続くことが見込まれております。

当社グループを取り巻く環境に関しては、スマートフォンが市場の中心となり、2018年12月末における携帯電話の契約数は1億7,484万件（前期比4.5%増 総務省発表資料による）であり、大幅な契約数増加が見込めないなか、総務省主導による政策の影響もあり、携帯電話端末の価格と通信料のバランスが変化してきています。主要通信キャリア以外の仮想移動体通信事業者（MVNO）の存在感も増し、一契約あたりの売上高（ARPU）は微減を続け、コンテンツビジネスにも影響を及ぼしております。

このような状況下、当社グループは、主力事業であるリモートメール事業の維持・拡大に努めつつ、株式会社アドバンティブのシステム開発力を高めるとともに、株式会社FunFusionにおいて、ショートメッセージ（SMS）を利用したサービスの機能強化と拡販を進め、業績の向上に注力いたしました。

当社グループの各セグメントの業績は次のとおりであります。

(1) リモートメール事業

当連結会計年度において、当社グループは、「リモートメール」の個人版サービス・法人版サービスともに成長市場であるスマートフォン市場での拡販とシステム運用コストの見直しを継続し、新サービスの販売にも力を入れ利益確保に努めました。

「リモートメール」個人版サービスにつきましては、フィーチャーフォン契約者減少による売上の減少を補うために、スマートフォン会員の獲得に注力いたしました。スマートフォンサービスを対象に、携帯電話販売店舗における入会販促活動、顧客満足度とサービスの継続利用率を上げるための機能改善を継続

して実施しております。

「リモートメール」法人版サービスにつきましては、スマートフォンを含めたマルチデバイス化を進めた結果、法人版契約社数全体に対するスマートデバイスでの利用契約社数の割合が、増加しております。顧客企業のニーズに丁寧に対応し、新機能の追加や新たなオプションサービスを開発することで、顧客の獲得、解約防止、顧客単価の向上を図りました。さらに、法人向けサービスとして開発した「リモートブラウザ」、「リモートカタログ」や他社から提供を受けている「リモート・ビュー (AnyClutch Remote)」、「リモート名刺 (BizCompass)」など、リモートメール以外のスマートデバイス向けサービスの販売も強化しております。

上記の結果、リモートメール事業の売上高は253百万円（前期比12.3%減）、営業利益は116百万円（前期比4.8%増）となりました。

(2) SMS事業

SMS事業はショートメッセージを利用したサービスであり、Pull型の「らくらくナンバー」、Push型の「いけいけナンバー」、システム組込用の「いけいけナンバーAPI」と3つのサービスがあります。当連結会計年度においては、営業を注力する業界の絞込み、導入企業と同業種への事例紹介や、既存顧客からの紹介、展示会への出展、新規代理店の開拓と連携強化などにより新規顧客の獲得に努めました。また、2018年3月に提供を始めたSMSを利用したアンケート収集システム「アンケートつなぐ君」も導入企業が増え、売上に寄与しております。

上記の結果、SMS事業の売上高は130百万円（前期比64.9%増）、営業利益25百万円（前期比259.8%増）となりました。

(3) 受託開発ソフトウェア事業

受託開発ソフトウェア事業は、コンピューターソフトウェア及びウェブシステムの設計、開発、販売等を行う事業であり、当社子会社・株式会社アドバンティプにて実施しております。

受託開発ソフトウェア事業の売上高は102百万円（前期比19.7%増）、営業利益10百万円（前期比57.5%増）となりました。

(4) メディア事業

メディア事業は、2018年3月に譲受けた事業であり、ウェブコンテンツ提供に伴うアフィリエイト広告収入を主な収益としております。

メディア事業の売上高は45百万円（前期売上高3百万円）、営業利益11百万円（前期営業利益0百万円）となりました。

(5) その他

その他の売上は、主にシステム保守によるものであり、売上高は13百万円（前期比0.9%減）、営業損失0百万円（前期営業利益0百万円）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高538百万円（前期比3.8%減）、営業利益2百万円（前期営業損失19百万円）、経常利益0百万円（前期経常損失19百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失5百万円（前期親会社株主に帰属する当期純損失24百万円）となりました。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度における重要な設備投資はありません。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より短期借入金10百万円及び長期借入金130百万円の調達を実施しました。

4. 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2019年2月1日付で、株式会社武蔵野が運営するISP事業を譲受けております。

５．直前三事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期	第 21 期	第 22 期	第 23 期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	495,148	592,024	559,243	538,184
経常利益又は損失 (△ は 損 失) (千円)	△15,489	△26,104	△19,204	42
親会社株主に帰属 する当期純損失 (千円) (△ は 損 失)	△28,040	△30,613	△24,695	△5,905
1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (円) (△ は 損 失)	△10.46	△10.84	△8.75	△2.09
総 資 産 (千円)	741,069	656,815	629,380	665,234
純 資 産 (千円)	378,358	347,388	322,545	316,556
1 株当たり純資産 (円)	134.02	123.06	114.28	112.16

６．重要な子会社の状況

(2019年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主な事業内容
株式会社 F u n F u s i o n	94,750千円	100%	S M S 事 業
株 式 会 社 ア ド バ ン テ ィ プ	5,000千円	100%	受託開発ソフトウェア事業

７．対処すべき課題

当社グループは、変化の激しい業界環境の中で、継続して安定的な利益を確保するために、以下の課題に取り組んでまいります。

◎ リモートメール事業の維持・拡販

競合企業に対する競争優位性を保持して、ユーザー数を維持拡大することが課題となっております。また、そのノウハウと販路を活用して、いかに新たな収益源となるサービスを作るかも課題と捉えております。

法人版において、お客様のご要望に沿って追加した機能を有料オプション化することでお客様単価を高めるとともに、個人版においても解約防止につなげ、契約数の減少による売上高の減少を緩和させてまいります。リモートメールで培ったノウハウを基に新たなビジネスツールを開発しており、新サービスとして既存のお客様を中心に販売を強化しており、こちらも売上に寄与すると見込んでおります。また、新サービスの認知度をあげるため広告宣伝にも努めてまいります。

◎ SMS事業の拡販

少ないリソースで大きな効果が得られるよう営業対象を絞り込むとともに、広告宣伝を強化し認知度を上げ、代理店による販売についても注力し、営業効率を高めてまいります。既存のお客様からのご紹介による開拓を進め、お客様の売上向上や業務改善につながった成功事例を同業種の企業へ広告することによりSMS利用形態の多様化を図り、お客様満足度を上げることで送信数を増やし、売上高を上げてまいります。

また、利益率の高いソリューション商品を積極的に拡販し、利益向上に努めてまいります。

◎ 受託開発ソフトウェア事業の要員確保

受託開発ソフトウェア事業においては、開発要員の確保を進めるとともに、多様な案件を受託できるよう技術力向上をはかり、安定的に受注できる体制作りを進めます。

8. 主要な事業内容

(2019年3月31日現在)

事業区分	事業内容等
リモートメール事業	当社の基幹サービスである「リモートメール」の配信事業
SMS事業	「らくらくナンバー」を中核とする、SMSを利用した事業
受託開発ソフトウェア事業	顧客の要望によりソフトウェア・システムを開発する事業
メディア事業	アフィリエイト広告を収益源とするウェブサイト運営事業

9. 主要な営業所

(2019年3月31日現在)

(1) 当社

本 社	東京都渋谷区
-----	--------

(2) 子会社

株式会社 F u n F u s i o n	東京都渋谷区
株式会社 アドバンティブ	熊本県上益城郡

10. 使用人の状況

(2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
リモートメール事業	7(0)名	1名増(－)
SMS事業	6(1)	2名増(1名減)
受託開発ソフトウェア事業	5(6)	－(1名増)
全社(共通)	3(1)	－(－)
合計	21(7)	3名増(2名減)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 「全社(共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
10(1)名	1名増(－)	40.1歳	7.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

11. 主要な借入先の状況

(2019年3月31日現在)

借入先	借入残高
西武信用金庫	89,292千円
城南信用金庫	52,576千円
株式会社東日本銀行	42,500千円
株式会社みずほ銀行	40,000千円
株式会社熊本銀行	23,184千円
株式会社商工組合中央金庫	10,000千円
株式会社肥後銀行	4,000千円

Ⅱ 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 8,500,000株
2. 発行済株式の総数 2,866,720株（自己株式44,401株を含む）
3. 株主数 2,104名
4. 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 武 蔵 野	803,800株	28.48%
株 式 会 社 ラ イ プ ス タ ー 証 券	171,600株	6.08%
PHILLIP SECURITIES (HONG KONG) LIMITED	147,000株	5.21%
賀 川 正 宣	130,000株	4.61%
株式会社 N S K K ホールディングス	102,500株	3.63%
立 見 雄 浩	75,300株	2.67%
株 式 会 社 ジ ェ ン ス	66,900株	2.37%
安 田 健 康 産 業 株 式 会 社	65,900株	2.33%
INTERACTIVE BROKERS LLC	65,600株	2.32%
サイブリッジグループ 株式会社	63,000株	2.23%

（注）持株比率は自己株式(44,401株)を控除して計算しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

(2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	林 和 之	株式会社FunFusion 代表取締役 株式会社アドバンティブ 代表取締役
取 締 役	八 田 修 三	経営管理部部長 株式会社FunFusion 監査役
取 締 役	岩 崎 健	サービス推進部部长 株式会社FunFusion 取締役
取 締 役	斉 木 修	株式会社武蔵野 経営サポート事業部部長
取 締 役	水 口 翼	サイブリッジグループ株式会社 代表取締役
常 勤 監 査 役	秋 吉 麗 子	秋吉公認会計士事務所 所長
監 査 役	藤 原 靖 夫	弁護士 サン債権回収株式会社 取締役
監 査 役	宮 嶋 邦 彦	株式会社インスクエア 代表取締役社長 東和レイディクス株式会社 監査役 株式会社プラスアルファ 監査役

- (注) 1. 取締役斉木修、水口翼の各氏は社外取締役であります。
2. 監査役秋吉麗子、藤原靖夫、宮嶋邦彦の各氏は社外監査役であります。
3. 監査役藤原靖夫氏は、東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
4. ①常勤監査役秋吉麗子氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
②監査役藤原靖夫氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
③監査役宮嶋邦彦氏は企業経営者として豊富な経験・知識をもっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 常勤監査役岡部友紀氏は、2018年6月28日開催の第22回定時株主総会の終結の時をもって、監査役を辞任いたしました。

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額
取締役	5名	25,650千円
(うち社外取締役)	(2名)	(2,400 千円)
監査役	4名	6,000千円
(うち社外監査役)	(4名)	(6,000千円)
合計	9名	31,650千円

(注) 上記には2018年6月28日開催の第22回定時株主総会の終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区分	氏 名	兼 職 先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	斉 木 修	株式会社武蔵野	事業部本部長	当社は当社のその他の関係会社にあたります。
取締役	水 口 翼	サイブリッジグループ株式会社	代表取締役	当社と同社との間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	秋 吉 麗 子	秋吉公認会計士事務所	所長	当社と同所との間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	藤 原 靖 夫	サン債権回収株式会社	取締役	当社と同社との間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	宮 嶋 邦 彦	株式会社インスクエア 東和レイディクス株式会社 株式会社プラスアルファ	代表取締役社長 監査役 監査役	当社と各社との間に重要な取引その他の関係はありません。

(2) 主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取 締 役	斉 木 修	当事業年度に開催された取締役会には、14回のうち14回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	水 口 翼	当事業年度に開催された取締役会には、14回のうち14回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	秋 吉 麗 子	就任後当事業年度に開催された取締役会には、10回のうち10回、また、監査役会には、10回のうち10回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	藤 原 靖 夫	当事業年度に開催された取締役会には、14回のうち14回、また、監査役会には、12回のうち12回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	宮 嶋 邦 彦	当事業年度に開催された取締役会には、14回のうち14回、また、監査役会には、12回のうち12回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

Ⅳ 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

2. 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人アヴァンティアは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

V 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

◎内部統制システムに関する基本方針（最終改定 2016年5月25日）

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、企業価値の向上を図り、当社グループのステークホルダー（株主、顧客、取引先、従業員）の皆様にご貢献することを経営上の基本方針とし、その実現のため、倫理・コンプライアンス規程を制定・施行し、取締役並びに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組み、また金融商品取引法に対応するための計画をとりまとめるなど、内部統制システムの充実に努めております。
- ②当社は、監査役制度を採用しております。毎月開催される取締役会への監査役の出席を通じ、取締役会の決定の監督、監視を行うとともに、経営会議等の重要会議への常勤監査役の出席等により、法令順守の面も含む適宜、適切なアドバイスを行う体制をとっております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、全社的に統括する責任者を取締役の中から任命し、その者が責任者となり、文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存及び管理しております。
- ②保管及び管理の状況に関しては、定期的に検証し、必要に応じて見直し等を行っており、検証及び見直しの結果を、取締役会にて取締役及び監査役に報告しております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、代表取締役社長の下に、常勤取締役、常勤執行役員で組織する経営会議を設置し、全般的なリスク管理を統括するとともに、取締役又は執行役員を委員長とし、関係部門の担当者も参加するコンプライアンス委員会、非常時対策委員会などの委員会を設置して、各部門のリスクを継続して管理する体制を構築しております。
- ②経営管理部は、各委員会と連携し、主体となり、規程の整備と検証・見直しを図ります。
- ③当社は、代表取締役社長に直属する部門として内部監査室を設置し、内部監査担当者が監査役及び会計監査人並びに顧問弁護士のほか、各委員会などとも連携のうえ、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目の適切さを確認し、必要に応じてこれらの改定を行っております。
- ④内部監査室の監査により、法令・定款違反その他の事由に基づき、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会及び監査役会に通報される体制を構築しております。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、執行役員制度を導入しており、変化の激しい経営環境に対応するため取締役が執行役員を兼務し、経営及び業務執行のスピードアップを図る体制を構築しております。また、迅速緊密な情報共有を図るため常勤取締役及び常勤執行役員で組織する経営会議は、常勤監査役も出席し毎週1回開催しております。
- ②当社は、定例の取締役会を原則月1回開催し、重要事項の決定を行っており、各取締役の業務執行状況の監督等を目的に、取締役会には監査役が参加しております。また取締役の業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めております。

- ③ 日常の職務執行に関しては、職務権限規程に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が効率的に業務を執行できる体制をとっております。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする社員倫理方針等、コンプライアンス体制に関する規程の整備をするとともに、役職員への教育を実施し、コンプライアンス意識の維持向上を推進しております。
- ② 当社は、代表取締役社長の直属部門として内部監査室を設置し、監査役及び会計監査人並びに顧問弁護士のほか、社内各委員会とも連携のうえ、コンプライアンスの状況を定期的に監査しており、これらの活動は、監査役会に報告されております。
- ③ 当社は、内部通報規程に基づき、法令・定款違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部監査室及び常勤監査役を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し運用を行っております。

(6) 次に掲げる体制その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
- ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社グループ全体における業務の適正を確保するために、子会社管理規程に従い管理し、業務執行の状況について内部監査室が当社規程に準じて評価及び監査を行います。
- ② 経営管理部を主体とし、子会社に適用する社員倫理方針等、コンプライアンス体制に関する規程の整備・維持・向上を推進しております。
- ③ 当社の取締役、監査役又は執行役員等を、子会社の取締役又は監査役として派遣し、重要事項決定への参画、業務執行状況の監督等を行っております。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、代表取締役社長は、内部監査室内に監査役の職務を補助すべき使用人を配置することとし、人数・その他具体的な内容につきましては、監査役会と相談し、その意見を充分考慮して検討いたします。

(8) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行に係わる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとし、当該従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要としております。

(9) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

- イ 当社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
 - ロ 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- ①毎月1回開催している当社の定例取締役会には、原則全監査役が同席するため、取締役は、この場にて必要な報告、情報提供を行っております。
主な報告・情報提供の内容は以下のとおりです。
- (a) 当社及び当社グループの業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - (b) 当社及び当社グループの内部統制システムの構築に係わる部門の活動状況
 - (c) 当社及び当社グループの重要な会計方針、会計基準の変更
- ②内部監査担当及びその他の使用人は、必要に応じて随時、報告、情報提供を行っております。また内部通報制度により、当社及び当社子会社使用人等から常勤監査役へは、いつでも内密に情報提供ができる体制を構築しております。

(10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の内部通報規程において、当社グループの社員等が監査役に対して直接、及び間接的に通報を行うことを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による解雇、その他の不利な取扱いの禁止を明記しております。

(11) 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、経営管理部等の関連部署において審議のうえ、当該費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を適切に処理することとしております。

(12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換の場を設定しております。
- ②取締役は、法令に基づく事項の他、監査役が求める事項を適宜、監査役へ報告することとしております。

◎業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、関連諸規程の整備を実施しております。

また、当社のコンプライアンス委員会は当事業年度において1回開催され、原則として内部監査室長及び常勤監査役が出席のうえ、内部統制システムが有効に機能していることの確認を行っております。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配するもののあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

3. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。配当につきましては、経営基盤の強化と事業展開に備えるための内部留保を鑑みながら、各期の経営成績を考慮し決定することとしております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当社では当社定款において中間配当を行うことができる旨を定めております。

今後につきましては、分配可能額を確保した上で、将来の事業展開に備えた内部留保とのバランスを図りながら毎期の業績、財務状況等を総合的に勘案しつつ、株主の皆様への利益配分を検討してまいります。

この基本方針に基づき、当事業年度に係る配当につきましては、剰余金の状況を考慮し、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

(注) 本事業報告記載中の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示未満の端数を四捨五入にて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	566,783	流 動 負 債	173,996
現 金 及 び 預 金	454,298	買 掛 金	10,526
売 掛 金	92,738	短 期 借 入 金	44,000
仕 掛 品	2,419	1年内返済予定の長期借入金	62,964
短 期 貸 付 金	4,041	未 払 法 人 税 等	13,145
そ の 他	13,482	賞 与 引 当 金	1,130
貸 倒 引 当 金	△196	未 払 金	19,927
固 定 資 産	98,380	そ の 他	22,301
有 形 固 定 資 産	10,346	固 定 負 債	174,681
建 物	3,838	長 期 借 入 金	154,588
工 具、器 具 及 び 備 品	6,507	退 職 給 付 に 係 る 負 債	20,093
無 形 固 定 資 産	77,961		
の れ ん	73,442	負 債 合 計	348,678
商 標 権	1,331	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	3,186	株 主 資 本	316,556
投資その他の資産	10,073	資 本 金	2,287,602
投 資 有 価 証 券	5,000	資 本 剰 余 金	681,558
長 期 未 収 入 金	782,686	利 益 剰 余 金	△2,478,263
繰 延 税 金 資 産	188	自 己 株 式	△174,342
そ の 他	4,884		
貸 倒 引 当 金	△782,686	純 資 産 合 計	316,556
繰 延 資 産	69	負 債・純 資 産 合 計	665,234
創 立 費	69		
資 産 合 計	665,234		

連 結 損 益 計 算 書

(2018 年 4月 1 日から
2019 年 3月31日まで)

科 目	金 額	千円
売 上 高		538,184
売 上 原 価		181,187
売 上 総 利 益		356,997
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		354,389
営 業 利 益		2,608
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,362	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1,800	
助 成 金 収 入	570	
そ の 他	364	4,097
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,041	
解 約 手 数 料	1,200	
そ の 他	421	6,663
経 常 利 益		42
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	21	21
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		20
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,969	
法 人 税 等 調 整 額	△43	5,926
当 期 純 損 失		5,905
親会社株主に帰属する当期純損失		5,905

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月29日

株式会社 f o n f u n
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代 表 社 員 公認会計士 小笠原 直 ⑩
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 戸城 秀樹 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 f o n f u n の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 f o n f u n 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第23期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月29日

株式会社fonfun 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 秋 吉 麗 子 ㊞

監 査 役（社外監査役） 藤 原 靖 夫 ㊞

監 査 役（社外監査役） 宮 嶋 邦 彦 ㊞

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	471,681	流 動 負 債	140,690
現 金 及 び 預 金	396,467	買 掛 金	6,725
売 掛 金	61,714	短 期 借 入 金	40,000
前 払 費 用	9,415	1年内返済予定の長期借入金	58,236
短 期 貸 付 金	3,000	未 払 金	10,413
そ の 他	1,248	未 払 費 用	3,727
貸 倒 引 当 金	△164	預 り 金	1,339
固 定 資 産	224,170	未 払 法 人 税 等	10,962
有 形 固 定 資 産	9,901	未 払 消 費 税 等	8,325
建 物	3,838	賞 与 引 当 金	682
工 具、器 具 及 び 備 品	6,063	前 受 金	246
無 形 固 定 資 産	77,544	そ の 他	32
の れ ん	73,442	固 定 負 債	156,225
商 標 権	1,331	長 期 借 入 金	136,132
ソ フ ト ウ ェ ア	2,769	退 職 給 付 引 当 金	20,093
投資その他の資産	136,723	負 債 合 計	296,915
投 資 有 価 証 券	5,000	純 資 産 の 部	
子 会 社 株 式	127,139	株 主 資 本	398,935
出 資 金	30	資 本 金	2,287,602
長 期 未 収 入 金	782,686	資 本 剰 余 金	681,558
敷 金 保 証 金	3,811	資 本 準 備 金	681,558
貸 倒 引 当 金	△782,686	利 益 剰 余 金	△2,395,883
長 期 前 払 費 用	742	そ の 他 利 益 剰 余 金	△2,395,883
		繰 越 利 益 剰 余 金	△2,395,883
		自 己 株 式	△174,342
		純 資 産 合 計	398,935
資 産 合 計	695,851	負債・純資産合計	695,851

損 益 計 算 書

(2018 年 4 月 1 日から
2019 年 3 月31日まで)

科 目	金 額	千円
売 上 高		311,287
売 上 原 価		69,041
売 上 総 利 益		242,245
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		234,773
営 業 利 益		7,472
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,435	
経 営 指 導 料	1,800	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1,800	
そ の 他	353	5,388
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,658	
そ の 他	307	4,965
経 常 利 益		7,895
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	21	21
税 引 前 当 期 純 利 益		7,873
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		2,442
当 期 純 利 益		5,431

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月29日

株式会社 f o n f u n
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代 表 社 員 公認会計士 小笠原 直 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 戸城 秀樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 f o n f u n の2018年4月1日から2019年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月29日

株式会社fonfun 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 秋 吉 麗 子 ㊞

監 査 役（社外監査役） 藤 原 靖 夫 ㊞

監 査 役（社外監査役） 宮 嶋 邦 彦 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	はやし かず ゆき 林 和 之 (1960年8月20日)	1983年9月 株式会社日本情報研究センター（現株式 会社エヌジェーケー）入社 1991年2月 株式会社九州アクセル設立 代表取締役 副社長 1996年4月 同社 代表取締役社長 2002年5月 株式会社アクセル 取締役副社長 2009年5月 当社 執行役員 リモートメール事業部法 人統括 2009年12月 株式会社FunFusion 監査役 2010年4月 当社 執行役員 リモートメール事業部統 括 2011年6月 当社 代表取締役社長（現任） 2012年3月 株式会社FunFusion 取締役 2015年12月 株式会社アドバンティブ 代表取締役 （現任） 2016年3月 株式会社FunFusion 代表取締役（現任） 2016年6月 株式会社e-エントリー 取締役	一株
2	はっ た しゅう ぞう 八 田 修 三 (1967年4月6日)	1993年4月 日本インターシステムズ株式会社 入社 2002年1月 ネットビレッジ株式会社（現株式会社 fonfun）入社 2007年4月 当社 開発制作部部長 2008年4月 当社 ソリューション事業部 担当部長 2009年4月 当社 リモートメール事業部 担当部長 2009年3月 当社 経営管理部 担当部長 2009年6月 当社 取締役執行役員 経営管理部部長 2009年6月 株式会社FunFusion 取締役 2009年7月 当社 経営管理部部長兼システム部部長 2014年10月 株式会社e-エントリー 代表取締役 2016年4月 株式会社FunFusion 監査役（現任） 2016年11月 当社 取締役執行役員 経営管理部部長 （現任）	500株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
3	いわ さき たけし 岩 崎 健 (1966年3月23日)	1991年4月 日本放送協会 入局 1997年8月 ネットビレッジ株式会社（現株式会社 fonfun）入社 2004年4月 当社 技術開発部 部長代理 2006年4月 当社 チーフソフトウェアアーキテクト 2009年4月 当社 リモートメール事業部 副部長兼担当部長 2011年6月 当社 取締役執行役員（現任） 2011年6月 株式会社FunFusion 代表取締役 2011年7月 当社 開発部部長兼企画部部長 2012年10月 当社 開発部部長 2014年10月 株式会社e-エントリー 取締役 2016年3月 株式会社FunFusion 取締役（現任） 2016年6月 株式会社e-エントリー 監査役 2016年11月 当社 技術部部長 2018年4月 当社 サービス推進部部長（現任）	6,450株
4	※ よこ やま しん や 横 山 伸 也 (1967年9月26日)	2000年2月 株式会社光通信 入社 2002年10月 株式会社ファイブエニー 管理部長 2004年3月 株式会社アクセル入社 株式公開準備室 兼総務人事課長 2009年6月 同社 管理部長 2016年4月 株式会社FunFusion 取締役（現任）	一株
5	さい き おさむ 斉 木 修 (1972年12月16日)	1997年4月 株式会社武蔵野 入社 2007年5月 同社 JQA事務局 部長 2009年5月 同社 経営サポート事業部 営業部 部長 2011年6月 当社 社外監査役 2012年1月 株式会社武蔵野 クリーンサービス事業 部営業部 部長 2012年3月 当社 社外取締役（現任） 2012年11月 株式会社武蔵野 ホームインステッド事 業部 本部長 2016年1月 同社 シニアライフコンサルティング事 業部 本部長 2017年2月 同社 経営サポート事業部 本部長（現 任）	一株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
6	※ もと せ けん 本 瀬 建 (1975年2月11日)	2009年2月 株式会社フルスピード 入社 2011年9月 株式会社RJCリサーチ 取締役会長 2014年8月 ハイブリッド・サービス株式会社(現ピクセルカンパニーズ株式会社) 取締役 2014年9月 同社 取締役管理本部長 2015年1月 同社 取締役コーポレート本部長 2015年4月 同社 取締役副社長兼コーポレート本部長 2016年4月 中央電子工業株式会社 取締役 海泊力国際貿易(上海)有限公司 董事 2016年8月 LT Game Japan株式会社 取締役 2016年8月 ピクセルカンパニーズ株式会社 取締役 ブロックチェーン事業部長 2019年4月 サイブリッジグループ株式会社 統括本部長(現任)	一株

(注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。

2. 上記候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. 斉木修氏は、社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者の選任理由は、次のとおりであります。

斉木修氏につきましては、株式会社武蔵野にて経営サポート事業部本部長に就いており、企業経営に関する豊富な経験や専門的な知見を有し、経営全般に対して有効な助言を期待して、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

5. 斉木修氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって、7年3ヶ月となり、社外監査役を含めた在任期間は8年となります。

6. 当社は斉木修氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

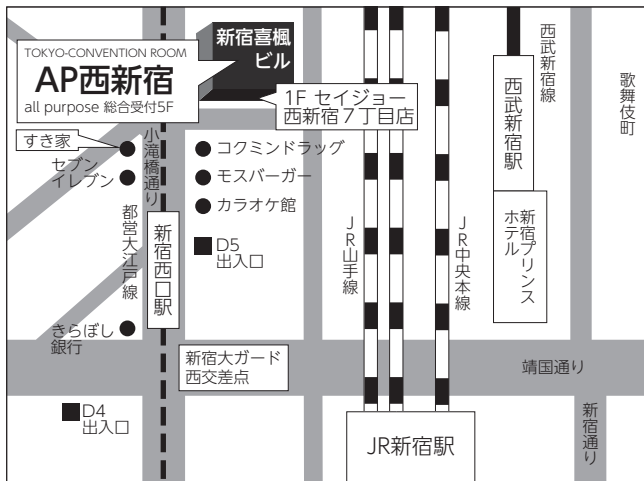
候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	あき よし れい こ 秋 吉 麗 子 (1976年10月5日)	2001年10月 中央青山監査法人 入所 2007年7月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2012年3月 森田公認会計士事務所（現秋吉公認会計士事務所）開設（現任） 2018年6月 当社 監査役（現任）	一株
2	ふじ わら やす お 藤 原 靖 夫 (1974年9月7日)	1998年4月 司法研修所 入所（第52期） 2000年4月 司法研修所修了 セントラル法律事務所 入所 2006年4月 成蹊大学法科大学院非常勤講師（民事模擬裁判担当）（現任） 2006年11月 日弁連課題担当嘱託弁護士 委嘱 2007年7月 サン債権回収株式会社設立 取締役（現任） 2009年4月 成蹊大学法科大学院 非常勤講師（ロイヤリング担当） 2010年12月 日弁連研修・業務支援室嘱託弁護士 2012年3月 当社 監査役（現任） 2013年4月 クリア法律事務所設立（現任）	一株
3	みや じま くに ひこ 宮 嶋 邦 彦 (1971年6月13日)	1995年4月 株式会社大光銀行 入行 2000年2月 宮嶋社会保険労務士事務所開設 所長（現任） 2000年8月 有限会社インスクエア（現株式会社インスクエア）取締役社長（現任） 2005年7月 東和レイディクス株式会社 監査役（現任） 2008年7月 株式会社グリーンリビング 監査役 2008年8月 株式会社プラスアルファ 監査役（現任） 2012年3月 当社 監査役（現任） 2014年11月 株式会社リビングギャラリー 監査役	一株

- (注) 1. 上記候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 秋吉麗子氏、宮嶋邦彦氏及び藤原靖夫氏は社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役としての職務を適切に遂行することができる
と判断した理由について
- ① 秋吉麗子氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の社外監査役として当社の監査に生かしていただきたいためです。なお、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- ② 藤原靖夫氏につきましては、弁護士として、企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その豊富な専門知識や経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- ③ 宮嶋邦彦氏につきましては、社会保険労務士として、豊富な専門知識や経験を有しており、また企業経営者としてもつ豊富な経験・知識並びに経営に対する高い見識を当社の監査体制に反映していただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
4. 秋吉麗子氏、宮嶋邦彦氏及び藤原靖夫氏は現在当社の社外監査役であります。宮嶋邦彦氏及び藤原靖夫氏の監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年3ヶ月になります。また、秋吉麗子氏の監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年になります。
5. 当社は秋吉麗子氏、宮嶋邦彦氏及び藤原靖夫氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、秋吉麗子氏、宮嶋邦彦氏及び藤原靖夫氏の再選が承認された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、藤原靖夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿七丁目 2 番 4 号 新宿喜楓ビル 5 階
A P 西新宿 5 階会議室
電話：03-5348-6109



■交通機関

J R ・ 小田急 ・ 京王 ・ 都営新宿線「新宿」駅より徒歩 6 分
都営大江戸線「新宿西口」駅 D 5 出口より徒歩 3 分
西武新宿線「西武新宿」駅より徒歩 3 分

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場
はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。